

ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望



ごぜんやま
御前山ダム（茨城県常陸大宮市）

平成28年11月8日

ダム・発電関係市町村全国協議会
会長 辻 一 幸

＜ 重 点 事 項 ＞

1. 水源地域対策について

- (1) 既設ダムの改修や多目的化による地域振興のためのダム総合再生計画を策定すること。
- (2) 水循環基本計画を踏まえ、水源林の整備・保全、地域振興活動の担い手の育成やネットワーク構築、水源地域の資源を活用した特産品の開発・流通・情報発信の推進等、水源地域における継続的な地域振興策を講じること。
- (3) 水源林の公益的機能の持続的な発展と森林・林業・山林対策の抜本的な強化を目的とした「全国森林環境税」を早期に導入すること。
- (4) ダムや水力発電施設所在市町村による河川管理の役割を踏まえ、流水占用料等のあり方の抜本的な見直しを図ること。

2. 水力発電施設周辺地域交付金（水力交付金）について

発電所の立地及びその後の安定的な運転に協力してきた発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また水力交付金の交付単価を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

3. 水源地域の防災対策、関連施設対策について

- (1) 集中豪雨による山地災害等の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、河川の一体的な管理とともに、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組みを推進すること。
- (2) ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能を低下させるだけでなく、洪水や長期濁水の原因となり、流域住民に甚大な被害を与えることから、ダム管理者が浚渫などの適切な堆砂対策をとれるよう、国として支援措置を講じること。
- (3) 既設発電所の設備更新・改修及び既存ダムへの発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。

ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望

ダム・水力発電施設が立地する我々市町村は、中山間地域等の条件不利地域に所在し、これまで多くの犠牲を払いながら、水源地域として森林を形成し水資源を育み、「水」や「電力」の安定供給という、重要かつ公益的な役割を担うことで、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えてきた。

しかしながら、過疎化・少子高齢化の進行、財政基盤の脆弱化、集中豪雨の多発、その被害の激甚化など、我々水源地域は極めて厳しい状況にある。

国土保全、水源のかん養、河川環境の維持・保全を通じた水資源の開発や、クリーンで安全な水力発電の安定供給等、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す水資源政策の実施には、水源地域の視点に立った地域振興対策の充実・強化が不可欠である。

よって、政府、国会においては、平成 29 年度の予算編成ならびに施策の推進にあたって、次の事項を実現するよう、強く求める。

＜ 個 別 事 項 ＞

1. 水源地域対策について

[内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]

- (1) 既設ダムの改修や多目的化による地域振興のためのダム総合再生計画を策定すること。
- (2) 水循環基本計画を踏まえ、水源林の整備・保全、地域振興活動の担い手の育成やネットワーク構築、水源地域の資源を活用した特産品の開発・流通・情報発信の推進等、水源地域における継続的な地域振興策を講じること。
- (3) ダムが地元住民や観光客の憩い場となるよう、ダム湖活用環境整備事業等を推進するとともに、実施にあたっては地元市町村の意見を尊重すること。
また、ダム湖利用の規制の緩和、景観への配慮など、観光振興等に利活用しやすい環境を整備すること。
- (4) 水源地域の環境を保全し、上下流にわたる河川環境の改善をはかるため、以下の事項を推進すること。
 - ①合併浄化槽、集落排水、下水道等の整備等により、ダム湖水質の改善を推進するとともに、助成措置を拡充すること。
 - ②ゴミや廃棄物等の不法投棄及び河川等への流入防止対策を徹底すること。
 - ③魚道の設置など生物生息環境及び河床環境の改善対策を推進すること。
 - ④環境や親水等に配慮した河川周辺の整備を促進すること。

- (5) 水源地域における道路整備を推進するとともに、ダム湖周辺に整備した公園等緑地の保全に係る助成措置を拡充すること。
- (6) 水源林保全のため、水源林造成事業を推進するとともに、放置山林対策を強化すること。
- (7) 外国資本による水源地域の買収に対する規制を強化すること。
- (8) 水源地域対策特別措置法について
 - ①法適用要件に農地以外の水没面積を含めるなど、指定基準の緩和及び整備事業の拡充をはかること。
 - ②法第 12 条で規定する整備事業の負担の調整等については、下流の受益者負担を義務化すること。
 - ③水源地域の指定を市町村単位に変更すること。
 - ④法制定(昭和 48 年 10 月)以前に完成した非適用ダムに対し、同様の支援措置を講じること。
- (9) 水源地域対策基金に対する助成措置を拡充すること。
- (10)「水源地域ビジョン」の対象ダムの範囲を拡げること。

2. 電源立地地域対策について

[総務省、経済産業省、国土交通省]

(1) 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)の恒久措置化等について

- ①発電所の立地及びその後の安定的な運転に協力してきた発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、水力交付金の交付単価を平成 22 年度水準以上に引き上げること。
- ②揚水発電の果たす役割を適切に評価し、活用・整備を促進するとともに、一般水力発電の 2 分の 1 となっている揚水発電の交付金単価を一般水力発電と同等とすること。
- ③水力交付金の使途制限をさらに緩和するとともに、提出書類様式の統合・省略化等、事務手続きの簡素化をはかること。

(2) 発電施設所在地域の振興のため、電力移出県等交付金相当部分に係る市町村枠の拡大をはかるとともに、一定の電力を移出する市町村に対する電力移入市町村交付金を創設すること。

(3) 中小水力発電に対する支援の充実

- ①中小水力発電の導入を促進するため、電源立地地域対策交付金に係る各種交付金の対象を、出力が 1,000kW 未満の発電施設が所在する市町村にも拡大するとともに、導入促進のための技術指導、情報提供等、関連施策を充実・強化すること。
- ②中小水力・地熱発電開発費等補助金については、その補助率を大幅に引き上げること。

(4) 発電水利権の許可・更新について

水利権の許可・更新にあたっては、地元市町村の意見を十分に尊重し、環境に配慮した十分な河川維持流量を確保すること。また、水質保全、生態系の維持等に支障がある場合は、更新時に行うこととされている河川維持流量の確保について、地元市町村長の申し出により、期間更新前に行うことができるようにすること。

3. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 水源林の公益的機能の持続的な発展と森林・林業・山林対策の抜本的な強化を目的とした「全国森林環境税」を早期に導入すること。
- (2) 都道府県が徴収している流水占用料等については、流域市町村が水資源のかん養、河川環境の改善、生活環境への影響緩和等に果たしている重要な役割を踏まえ、制度の抜本的な見直しを図ること。
- (3) ダム・発電関係施設に係る固定資産税の課税標準については、財務省令で定める耐用年数を、利用実態に合わせて見直すとともに、物価変動を加味するなど、評価の適正化をはかること。
- (4) 「変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例」に規定される固定資産税の軽減措置については、関係市町村の財政状況が極めて厳しいことから、廃止すること。
- (5) 災害や老朽化等に伴う既存の水力発電施設の更新・改修等について、過疎債の適用対象とすること。
- (6) 国有資産等所在市町村交付金については、対象ダムの範囲を拡大するとともに、交付金算定標準額の特例措置を廃止すること。また、独立行政法人水資源機構が所有するダムに係る固定資産税については、課税対象となるダムの範囲を拡大すること。

4. 水源地域の防災対策・関連施設対策について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 集中豪雨による山地災害等の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、河川の一体的な管理とともに、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組を推進すること。また、治山・治水やダム放流等のあり方について見直しを行い、流域住民等の生活を守る施策を講じること。
- (2) ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能を低下させるだけでなく、洪水や長期濁水の原因となり、流域住民に甚大な被害を与えることから、ダム管理者が浚渫などの適切な堆砂対策をとれるよう、国として支援施策を講じること。
- (3) 既設発電所の設備更新・改修及び既存ダムへの発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。

ダム・発電関係市町村全国協議会会員名簿

平成28年11月8日

都道府県	市 町 村	数
北海道	札幌市、函館市、釧路市、夕張市、芦別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、伊達市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、今金町、蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、由仁町、栗山町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、南富良野町、中富良野町、占冠村、美深町、幌加内町、津別町、置戸町、遠軽町、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町	51
青森県	青森市、黒石市、十和田市、むつ市、平川市、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、中泊町、七戸町、六ヶ所村、三戸町、新郷村	13
岩手県	遠野市、雫石町、西和賀町、岩泉町	4
宮城県	仙台市、白石市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、大和町、加美町	12
秋田県	横手市、仙北市、藤里町、八峰町、五城目町、羽後町、東成瀬村	7
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、西川町、朝日町、金山町、真室川町、大蔵村、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町	19
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、桑折町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、塙町、石川町、古殿町、三春町、楮葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	36
茨城県	常陸太田市、北茨城市	2
栃木県	宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須塩原市、塩谷町、那須町	6
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	18
埼玉県	秩父市、神川町、寄居町	3
東京都	青梅市、奥多摩町	2
神奈川県	相模原市、山北町、箱根町、愛川町、清川村	5
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村	17
新潟県	長岡市、三条市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村	17
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町	14
石川県	金沢市、小松市、白山市、能登町	4
福井県	福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、美浜町	8
長野県	伊那市、飯山市、佐久市、東御市、飯島町、中川村、松川町、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、白馬村、小谷村、山ノ内町、木島平村、信濃町、栄村	25
岐阜県	高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村	21
静岡県	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、小山町、川根本町	9

都道府県	市 町 村	数
愛知県	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	5
三重県	松阪市、名張市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、紀北町	7
滋賀県	大津市、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、多賀町	9
京都府	宇治市、南丹市、笠置町、南山城村、京丹波町	5
兵庫県	川西市、養父市、丹波市、朝来市、神河町、香美町	6
奈良県	奈良市、天理市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、吉野町、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村	13
和歌山県	和歌山市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、みなべ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町、古座川町、北山村	16
鳥取県	鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	9
島根県	浜田市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、津和野町、吉賀町	10
岡山県	岡山市、津山市、高梁市、新見市、備前市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、美咲町、吉備中央町	12
広島県	広島市、呉市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、神石高原町	13
山口県	山口市、周南市	2
徳島県	阿南市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、つるぎ町、東みよし町	7
香川県	東かがわ市、小豆島町、綾川町	3
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、愛南町	12
高知県	高知市、安芸市、香美市、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、越知町、檮原町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	17
福岡県	北九州市、福岡市、久留米市、八女市、古賀市、うきは市、朝倉市、糸島市、那珂川町、篠栗町、久山町、香春町、添田町、みやこ町、築上町	15
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、大町町、白石町	11
長崎県	対馬市、長与町	2
熊本県	菊池市、阿蘇市、美里町、大津町、小国町、御船町、山都町、湯前町、水上村、五木村、球磨村、苓北町	12
大分県	別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町	10
宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町	17
鹿児島県	鹿屋市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、肝付町、徳之島町、天城町、伊仙町	22
沖縄県	石垣市、名護市、うるま市、国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、金武町、読谷村、久米島町	10
合計		538